

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-1-6
処分の種類	児童扶養手当の返還			
根拠法令条例等・条項	児童扶養手当第12条第2項			
処分の概要	児童扶養手当の返還			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) [参考] 児童扶養手当法第12条第2項 別添のとおり 児童扶養手当法施行令第6条 別添のとおり			
基準の制定根拠	—			